議第28号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について 京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長門川大作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例 第1条 京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。 別表食品衛生法の項を次のように改める。

	食品衛生法	第26条第1項の規定による			添	加	物(こ関	する	3 検	查	15,400 円
			食	品	ひ	素及	び重	金属	に関す	トる 村	負査	21,000
		食品,添加物, 器具又は容器 包装の検査			細	菌	に	関	する	検	査	22,100
		包装の検査	添				加				物	24,500
			器	具	又	は		容	器	包	装	44,400
			飲飢	食店営	有の		間が	6 筐	ī月を走	習える	3 &	19,200
			業			効期の	間か	6 筐	ī月以P	りです	ある	14,400
			調品営	里の機 を調理 業	能を し,	有す 調理	る自 され	動販た食	ラ売機に 品を則	こより)食 する	11,600
			食		肉		販		売		業	11,600
			魚	介	•	類		販	売		業	11,600
			魚	介	類	競	り	売	Ŋ	営	業	25,200
			集				乳				業	11,600
			乳)	処		Į	里		業	25,200
			特	別	牛	乳	搾	取	処	理	業	25,200
			食		肉		処		理		業	25,200
			食	口口	Ø)	放	射	線	照	射	業	25,200
			菓		子		製		造		業	16,800
			ア	イス	、ク	ij	-	4	類 製	造	業	16,800
			乳	製	Ę	ᇤ		製	造	•	業	25,200

第55条第1項 清 涼 飲 料 水 製 造 業	25,200
の規定に基づ く営業の許可 の申請に対す な	25,200
る審査 水 産 製 品 製 造 業	19,200
氷 雪 製 造 業	25,200
液卵製造業	25,200
食 用 油 脂 製 造 業	25,200
みそ又はしょうゆ製造業	19,200
酒 類 製 造 業	19,200
豆腐製造業	16,800
納 豆 製 造 業	16,800
麺 類 製 造 業	16,800
総菜製造業	25,200
複合型総菜製造業	25,200
冷凍食品製造業	25,200
複合型冷凍食品製造業	25,200
漬 物 製 造 業	16,800
密封包装食品製造業	25,200
食品の小分け業	16,800
添加物製造業	25,200

別表毒物及び劇物取締法の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項の次に次の1項を加える。

農林水産物及び食品の粉出の出来に関す	第17条第2項の規定に	実地調査を行う 場合	1 /	4-	20,900	
の輸出の促進に関す る法律	よる適合施設の認定の申請に対する審査	実地調査を行わ ない場合	1 件	†	10,400	

別表食品行商衛生条例(昭和31年京都府条例第11号)の項を削り,同表動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年京都府条例第30号)の項及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例の項を次のように改める。

動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年京都府条例第	第13条第1項の規定により抑留された飼い犬の飼養管理	1頭に つき1 日	300
30号)	第13条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還	1 頭	3,000

別表備考1中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「及び喫茶店営業」を削る。

第2条 京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に,「第13条第3項」を「第13条第4項」に,「第14条第13項」を「第14条第15項」に,「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め,同表医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に,「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表毒物及び劇物取締法の項及び同表医薬品, 医療機器等の 品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律の項の改正規定 この条 例の公布の日
 - (2) 第1条中別表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項の 次に1項を加える改正規定 令和3年4月1日
 - (3) 第1条の規定(別表毒物及び劇物取締法の項及び同表医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律の項の改正規定並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項の次に1項を加える改正規定を除く。)及び次項から附則第4項までの規定 令和3

年6月1日

(4) 第2条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前の食品衛生法等の一部を改正する 法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定によ る改正前の食品衛生法(以下「改正前の法」という。)第52条第1項の規 定に基づく営業の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例によ る。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に改正前の法第52条第1項の規定に基づく営業の許可(飲食店営業及び喫茶店営業の許可であって、有効期間が6箇月以内であるものを除く。)を受けている者が、当該許可の有効期間の満了に際し、引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づき当該営業と同種の営業の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同号に掲げる規定による改正後の京都市衛生関係手数料条例別表食品衛生法の項に掲げる手数料の額に100分の75を乗じて得た額とする。この場合において、当該乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が改正前の法第52条第1項の規定に基づく営業の許可を受けた営業所でふぐの処理を行い、又は行おうとする場合の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和3年京都府条例第 号)第1条の規定による改正前の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第11条第2項の規定に基づくふぐ処理業の認証の申請に対する審査、同条第3項の規定に基づくふぐ処理業の認証の更新の申請に対する審査、同条第4項の規定に基づくふぐ処理業認証書

の再交付及び同条第5項の規定に基づくふぐ処理業認証書の書換え交付に 係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるので提案 する。